

令和4年度市川市介護サービス事業者集団指導 資料正誤表（令和5年1月4日訂正）

No	サービス種別	ページ番号	正	誤
1	認知症対応型共同生活介護	2	<p>(2) 計画作成担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに、専従の計画作成担当者が必要です。</li> <li>・利用者の処遇に支障がない場合、事業所内での兼務が可能です。</li> <li>・認知症介護実践者研修または <u>痴呆介護実務者研修の基礎課程</u> の修了が必要です。</li> </ul>	<p>(2) 計画作成担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに、専従の計画作成担当者が必要です。</li> <li>・利用者の処遇に支障がない場合、事業所内での兼務が可能です。</li> <li>・認知症介護実践者研修または <u>基礎研修</u> の修了が必要です。</li> </ul>
2	居宅介護支援	10	<p>(28) 会計の区分</p> <p>事業所ごとに経理を区分し、<u>居宅介護支援</u> の事業の会計とその他の事業の会計を区分するようにして下さい。</p>	<p>(28) 会計の区分</p> <p>事業所ごとに経理を区分し、<u>地域密着型通所介護</u> の事業の会計とその他の事業の会計を区分するようにして下さい。</p>